

第1号様式（第10条関係）

芽室町公式ホームページバナー広告掲載申込書

年　月　日

芽室町長　　あて

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

次のとおり芽室町公式ホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、芽室町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。

記

広 告 原 稿	別添のとおり（印刷物及びデータ）		
リンク先のＵＲＬ	http://		
掲載希望期間	年　月から	年　月	（　か月）
担当者氏名			
連絡先	T　E　L		
	F　A　X		
	E－M A I L		

- 申請期間は1か月単位、最長1年間とします。
- 掲載期間中において、広告主の責により掲載を中止した場合は、残りの広告掲載料は返還しません。

（裏面に留意事項記載）

《申込み上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、芽室町公式ホームページの公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
 - (1) ホームページの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) 前号に掲げるもののほかホームページに掲載することが適当でないと町長が認めるもの
- 3 広告掲載の申込みのできる者は、次のとおりとします。
 - (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者
 - (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者
 - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者
- 4 掲載するバナー広告の規格は次のとおりです。
 - (1) 大きさ縦 58 ピクセル × 横 155 ピクセル
 - (2) 形式 G I F （アニメーション不可）又は J P E G
- 5 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、最長 1 年間連続して掲載することができます。ただし、町長が特に認めた場合は、1 年間を超えて掲載することができます。また、ひとつの広告主が申込める広告は、1 か月につき 1 枠とします。
- 6 広告掲載料は、1 か月につき 3,850 円とします。ただし、町内事業所等が、1 年間の掲載期間で申込みをした場合は、1 か月分の掲載料を免除とします。
- 7 掲載を開始する日は、掲載を決定した日の翌月の 1 日とします。掲載しようとする月の前月の 10 日までに、政策推進課までお申込みください。
- 8 申込みの際は、申請書に下記のものを添えてご提出ください。
 - (1) 掲載しようとする原稿
 - (2) 原稿の入った記録メディア
 - (3) 申請者の主たる事業概要が分かるもの（ただし町長が求める場合のみ）
- 9 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担により作成するものとします。また、掲載する広告の掲載位置については、町が指定します。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により、一括納入することとします。掲載期間が年度をまたぐ場合は、現年分と翌年度分に分割し、当該年度にそれぞれ納入通知書を発布するものとします。

●詳しいことは、政策推進課広報広聴係までお問い合わせください。

TEL 62-9721 FAX 62-4599 E-メール k-kouhou@mimuro.net